

1 丁		法務省		出生地	現住所	本籍	氏名	出生年月日	昭和二二年一一月二二七日
年	月	日	事						
三四三	一〇	一〇	司法試験第二次試験合格						
三四四	二		東京大学法学部卒業						
三四五	四	一	司法修習生を命ずる						
三六六	四	一三三	司法修習生の修習終了						
三七七	リ	リ	検事二級（札幌地方検察院検事）に採用する						
三八八	三	二四四	釧路地方検察院検事に配置換する						
三九九	二五五		静岡地方検察院検事に配置換する						
四〇〇	一一一	二八八	静岡地方検察院浜松支部勤務を命ずる						
			東京地方検察院検事に配置換する						
四五五	一二二		福岡地方検察院検事に配置換する						
三三三	二七八		浦和地方検察院検事に配置換する						

2 丁

法務省

年 月 日

事

項

北島敬介

序

名

昭和四六 九 一八

千葉地方検察庁検察官事務取扱を命ずる

東京高等検察庁

四八 三 二三

東京地方検察庁検事に配置換する

法務省

四九 七 一〇

アメリカ合衆国、スペイン、イタリア、オーストリア、イス、

法務省

四九 九 一七

フランス、連合王国及びオランダへ出張を命ずる
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する

法務省

五〇 一 二四

法務審議会幹事に併任する

法務省

五〇 一 二五

法務事務官（法務省刑事局付）に併任する

法務省

五一 三 一二

法務省刑事局参事官に充てる

法務省

五二 二二

法務省刑事局参事官に充てる

法務省

五三 三 二四

法制審議会幹事に併任する

法務省

五三 三 二四

法務省刑事局参事官に充てることを解く

法務省

五七 三 一九

法制審議会幹事の併任を解除する

法務省

五七 三 二五

東京高等検察庁検事に配置換する

法務省

五八 二 二

東京地方検察庁検事に併任する

法務省

北島敬介

5 丁		省務法		年月日		事項		序名	
〃	〃	〃	〃	平成三	一二二	東京高等検察庁検事に配置換する			
〃	〃	〃	〃	四	一	東京高等検察庁次席検事を命ずる			
〃	〃	〃	〃	五	一六	法制審議会刑事法部会委員に併任する			
〃	〃	〃	〃	六	一一	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	最高裁判所	法務省	法務省
〃	〃	〃	〃	七	一一	最高検察庁検事に配置換する	最高裁判所	法務省	法務省
〃	〃	〃	〃	八	二八	最高検察庁公安部長を命ずる	最高裁判所	法務省	法務省
〃	〃	〃	〃	四	二八	中華人民共和国へ出張を命ずる	最高裁判所	法務省	法務省
〃	〃	〃	〃	五	一一	出張期間は平成七年五月一七日から同月二三日までとする	最高裁判所	法務省	法務省
〃	〃	〃	〃	六	一一	次長検事に任命する	最高裁判所	法務省	法務省
〃	〃	〃	〃	七	一一	一級に叙する	最高裁判所	法務省	法務省
〃	〃	〃	〃	八	一一	検察官特別考試審査会委員に併任する	最高裁判所	法務省	法務省
〃	〃	〃	〃	九	一一	副検事選考審査会委員に併任する	最高裁判所	法務省	法務省
〃	〃	〃	〃	一〇	一一	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	最高裁判所	法務省	法務省

北島敬介

6 丁	法務省					年 月 日	事 項	法 務 省	最 高 裁 判 所
	平成 七	八	二五	二五	二五				
						二〇	司法修習生考試委員会委員を委嘱する		
						一〇	最高裁判所総務部長事務取扱を命ずる		
						一〇	最高検察庁総務部長事務取扱を免ずる		
						二六	最高検察庁公判部長事務取扱を命ずる		
						二六	最高検察庁公判部長事務取扱を免ずる		
						四	最高検察庁総務部長事務取扱を命ずる		
						六	最高検察庁公判部長事務取扱を免ずる		
						七	最高検察庁総務部長事務取扱を命ずる		
						八	最高検察庁公判部長事務取扱を免ずる		
						八	最高検察庁総務部長事務取扱を免ずる		
						二五	最高検察庁公判部長事務取扱を免ずる		
							斐リピン及びタイへ出張を命ずる		
							出張期間は平成九年八月二六日から同月三一日までとする		
							法制審議会委員に併任する		